

議事 2 令和 2 年度事業計画

令和元年度の事業結果から，令和 2 年度の事業を次のとおり計画します。

1 活動方針（別紙 2 - 2 P 2）

少年補導センターは，青少年の健全な育成を期し，少年の補導活動を総合的に推進するための拠点です。補導活動，相談活動，環境浄化活動，広報啓発活動を積極的に展開し非行の未然防止に努めます。

また，関係団体，関係機関と連携しながら地域ぐるみの非行防止活動の推進を図ることを基本方針として活動していきます。

2 各種の活動について

(1) 補導活動の充実について（別紙 2 - 2 P 3）

「問題行動の早期発見・早期補導（愛のひと声）」として，毎日地道な補導活動を行っています。補導センターと少年補導委員で行う駅前の街頭補導は水曜日を除く週 4 日，午前，午後（薄暮）と実施しております。また，月に 3 回夜間のパトロールも行っております。平成 23 年度の 1375 件をピークに平成 27 年度の 198 件まで減少を見せていたものが，平成 28 年度 246 件，平成 29 年度 271 件と一時的な増加がみられました。

以前に比べ，たむろする中高生の姿には減少傾向がみられ，平成 30 年度には 239 件と再び減少に転じましたが，令和元年度では 5 年ぶりに 300 件を超えています。

青少年の非行傾向を早期に改善できるよう，街頭補導活動を継続していきます。

地域ごとの補導においては，各地区の補導委員の皆様が地区の実情に応じて補導活動を行っています。

年間を通しての特別補導として，各学校の行事に合わせた見守り，夏休みや冬休み等の長期休業に合わせた特別補導を実施していきます。問題事案が発生した際には，学校等へ迅速に通報していきます。

(2) 相談活動の充実について（別紙 2 - 2 P 4）

あたたかく，適切な指導，助言に心がけ，すべての相談活動について重点的に取り組んでいきます。

令和元年度は，平成 30 年度と比べて相談件数が減少したのがあります。しかしながら，各種相談から面談に移行した少年相談は増加しているため，各種の相談方法を維持していつでも誰でも相談できる環境を整えておくことが重要であると考えられることから，多様な相談体制を継続して

いきます。

(3) 関係団体・関係機関との連携強化について（別紙２－２　P５）

少年補導センターには、「柏市少年補導委員連絡協議会」「柏市学校警察連絡協議会」の事務局が設置されております。それ以外にも柏警察署を始め様々な行政機関、柏市少年補導センター運営協議会委員の方々が所属する団体と連携し、効果的な事業の推進を図っていきます。

(4) 研修の充実について（別紙２－２　P６）

補導活動に深く関わる少年補導委員の研修については、柏市少年補導委員連絡協議会の事業計画にあわせて実施し、補導活動の再確認と情報の共有を図っていきます。

また、センター職員や会計年度任用職員（非行防止アドバイザー、生徒指導アドバイザー、補導専門員等）に対する研修を実施し職員の対応力向上を図ることで、少年補導センター業務の能率的な運営を目指していきます。

(5) 環境浄化活動の推進について（別紙２－２　P６）

補導活動を行うと同時に、有害環境についての実態把握に努めてまいります。

市街地等においてはゲームセンター等の理解を得ながら、たまり場等の健全化を図っていきます。

さらに、市域各地区で実施されている有害チラシ等の撤去活動に協力していきます。

(6) 広報啓発活動の推進について（別紙２－２　P７）

児童生徒、PTAや教職員、地域住民の集会等での啓発活動については、今年度も重点としていきます。

平成３０年度は８８回、令和元年度は８３回の啓発講演や集会等を実施いたしました。対人関係のトラブルや非行行為の防止を重視した情報モラル教室や薬物防止講演等を実施していきます。

(7) 情報収集及び資料の整理と活用について（別紙２－２　P８）

非行等の早期解決を図るため、補導活動、相談活動等を通じて得れた情報を収集・整理し、必要に応じて関係機関へ情報提供をしてしていきます。

また、非行等の早期発見の手段のひとつとして、今年度もサイバーパトロールを活用していきます。

個人情報暴露や、他人の誹謗中傷、触法行為等の書き込みを発見した場合は学校への通報を迅速に行い、トラブル等の未然防止、問題行動の早期解決につなげていきます。